

特定有害物質の不含有に関する合意書

日本キャリア株式会社(以下「甲」という。))と (以下「乙」という。))とは、「電気電子機器における特定有害物質の使用制限に関する 2011 年 6 月 8 日付欧州議会及び理事会指令 (2011/65/EU)」（以下「欧州RoHS指令」という。))をはじめとする特定有害物質の使用制限にかかわる法令等に関して以下のとおり定める。

第1条(環境関連法規等の遵守及び遵守体制の構築)

1. 乙は、欧州RoHS指令を含む環境関連物質の不含有・含有制限に関して規定した甲の仕様書(図面、指示書、グリーン調達ガイドラインを含む)を遵守しなければならない。
2. 乙は、前項の目的を達成するために甲が乙に対して別途通知する体制を構築しなければならない。甲乙は、これに過分の費用を要するときには、その負担について協議をする。

第2条(保証)

乙は、納入品及び納入品に含有される原材料等が前条に適合するものであることを保証するものとし、甲から要請があった場合、別途甲が定める様式で、含有・不含有回答書を提出する。

第3条(協力体制)

1. 甲は、本合意書の遵守状況を調査するため、適宜に乙に対して報告書の提出を求めることができ、また乙の事業所又は作業場所等に立入監査を行うことができる。
なお、乙が製造を行っていない場合、乙は甲が製造場所の監査が行えるよう協力しなければならない。
2. 乙は、前項の報告書提出及び立入監査に協力しなければならない。但し、甲乙は、乙の協力に過分の費用を要するときには、その負担について協議をする。

第4条(変更等の事前通知)

1. 乙は、納入品の製造工程を変更する場合、甲が別途定める方法により、事前に変更内容を通知する。
2. 乙は、納入品又は原材料等について、本合意書に違反し、又はそのおそれのある事態が発生したことを知った場合、直ちに甲に対して通知する。

第5条(指導及び勧告等)

乙は、甲が前二条に基づく指導及び勧告等を行った場合、その内容に従って、速やかに是正措置を講じ、その結果を甲に対して報告しなければならない。

第6条(損害賠償)

甲は、乙が本合意書に違反したことにより甲に損害が発生した場合、乙に対して当該損害の全部又は一部の賠償請求をすることができる。但し、乙が甲から要求された事項を全て適正に実施していたにもかかわらず違反が発生した場合には、甲の被った損害の負担については、甲乙別途協議して定める。

第7条(解除又は解約)

甲は、乙が本合意書に違反した場合、甲の乙に対する注文の全部又は一部を解除又は解約することができる。

第8条(その他)

1. 本合意書に定めのない事項又は本合意書の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。
2. 本合意書に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

この合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 静岡県富士市蓼原 336 番地
日本キャリア 株式会社

乙

補足説明について

第2条(保証)に関する

乙が取扱う納入品は 甲があらかじめ部材を指定する等、管理内容が異なる
甲乙双方の品質確認の漏れを防止するため以下定義する。

語句の定義	内 容
1.社給品	甲から直接支給または購入先を通じ支給する これらの社給材は 甲が品質の担保をとる
2.指示購買品	甲が仕入先を指定する指示購買品は 甲乙双方で担保をとる 自達材(持材)は乙が品質の担保をとる
3.その他 自達材	